

岩手県土地利用基本計画（計画書）の改定について

1 計画書改定理由

土地利用基本計画は、国土利用計画全国計画及び同都道府県計画を基本とすることとされているが、平成 28 年 7 月に国土利用計画岩手県計画を改定したことから、岩手県土地利用基本計画（計画書）について見直すもの。

2 改定のポイント

国土利用計画岩手県計画（第五次）との整合という観点から、岩手県土地利用基本計画書（案）を作成している。

国土利用計画のポイント等については、以下のとおり。

(1) 国土利用計画岩手県計画（第五次）のポイント

人口減少下で土地需要が減少する時代において、**県土を適切に管理し荒廃を防ぐ等、県土利用の質的向上を図る側面がより重要**となっており、人口減少社会の中で**県土の利用・管理の在り方を見出していくとともに、開発圧力が低減する機会をとらえ、自然環境の再生・活用や安全な土地利用を推進**することが大きな役割となることを踏まえ、**3 つの基本方針**を掲げている。

① 県民の暮らしを支える県土利用

都市機能や居住を中心市街地に集約、低・未利用地や空き家の有効利用、荒廃農地の解消

② 自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用

自然環境の有する多様な機能を活用した取組による「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現

③ 安全・安心を実現する県土利用

災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限、震災復興に向けた取組の推進

また、**本県の独自性として、本県の県土や人口減少等の実態及び各種計画を踏まえるとともに、東日本大震災津波の経験を踏まえた県土の強靱化や復旧・復興、本県の重要産業である農林業について、担い手への農地集積に加え地域協働による農地等の保全管理による「荒廃農地の解消」や、多様な主体による「森林整備」などの取組等に関する記述を盛り込んで**いる。

(2) 五地域の土地利用に係るポイント

(1)のポイントを踏まえ、五地域ごとにも、土地利用の具体的な内容を土地利用基本計画書に記述する。

① 都市地域

- ・ 郊外への拡大の抑制、都市機能や居住を中心市街地へ誘導
- ・ 新たな土地需要には既存の低・未利用地の再利用を優先
- ・ 災害リスクの高い地域の都市化の抑制

② 農業地域

- ・ 優良農地の確保と荒廃農地の解消
- ・ 農地の良好な管理による県土の保全や自然環境の保全等、農業・農地の有する多面的機能の維持・発揮
- ・ 地域農業の核となる経営体の育成
- ・ 加えて、都市における農地の計画的な保全と利用

③ 森林地域

- ・ 所有者や企業など多様な主体による森林の整備・保全
- ・ 水源や生態系の保全など、森林の有する多面的な機能に応じた施業の実施
- ・ 都市及びその周辺における緑地としての保全・整備
- ・ 地域の森林経営を担う経営体の育成

④ 自然公園地域

- ・ 優れた自然の風景地の保全・再生・活用

⑤ 自然保全地域

- ・ 自然保全地域の改変の回避と自然環境が劣化した場合の再生

3 改定スケジュール

- (1) 本日の「第 63 回岩手県国土利用計画審議会」において、計画（案）を諮問
- (2) 国からの意見聴取
- (3) 岩手県土地利用基本計画（計画書・計画図）一部変更の告示 平成 29 年度中（予定）